

A34

104

令和 6 年 6 月 23 日

三重県知事 一見 勝之様

鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

社会医療法人 峰和会

理事長 荒木 朋浩

電話 059 (375) 12

決 算 届

峰和会

荒木朋浩

(375)1212

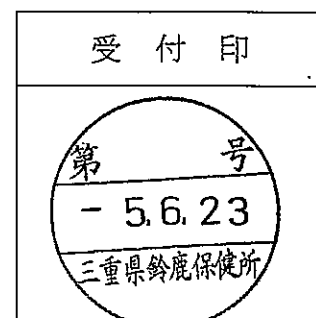
令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書
7. 純資産変動計算書
8. 附属明細書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 峰和会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

(3) 設立認可年月日 昭和 50 年 3 月 25 日

(4) 設立登記年月日 昭和 50 年 3 月 26 日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	荒木 朋浩	社会医療法人峰和会 統括院長 鈴鹿回生病院 副院長
常務理事	加藤 公	鈴鹿回生病院附属クリニック 院長
理事	岡 宏次	鈴鹿回生病院 院長
同	長谷川 静生	亀山回生病院 院長
同	馬場 優	長島回生病院 院長
同	富田 隆	鈴鹿回生病院 統括診療部長
同	森本 保	介護老人保健施設 輝 施設長
同	斎藤 誉宏	鈴鹿回生病院 副院長
同	森田 哲正	鈴鹿回生病院 副院長
同	横田 和美	鈴鹿回生病院 看護部長
同	西村 清之	鈴鹿回生病院 事務長
監事	室木 徹亮	三重総合法律事務所 弁護士
同	亀井 秀樹	鈴鹿市社会福祉協議会会長

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	一般病床 379 床
病院	亀山回生病院	三重県亀山市東御幸町字穴淵 232 番地	療養病床 76 床

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	鈴鹿回生病院附属クリニック	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 2	
病院	長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町東長島 2 番地	一般病床 27 床 療養病床 47 床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 輝	三重県北牟婁郡紀北町東長島字小山 2482 番地	入所定員 60 名 通所定員 28 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
鈴鹿回生病院 居宅介護支援事業所	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	
デイサービス 陽だまりの家	三重県北牟婁郡紀北町東長島 58	
居宅介護支援事業所 輝	三重県北牟婁郡紀北町東長島字小山 2482 番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
—	—	—

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 9 日	令和 3 年度 事業報告ならびに決算報告について
〃	令和 4 年度 上期賞与支給について
〃	社員総会の Web 出席について
〃	理事、監事について
令和 4 年 9 月 26 日	社員の退社について
〃	監事の人事について
〃	資産売却について
令和 4 年 11 月 16 日	理事、監事の選任について
〃	社員の選出について
令和 4 年 12 月 5 日	令和 4 年度 中間決算について
〃	令和 4 年度 下期賞与について
〃	「鈴鹿回生病院」就業規則変更について ・医師の給与規程 ・定年退職日の変更
令和 4 年 3 月 25 日	令和 5 年度 事業計画及び予算について
〃	アンギオ機器購入について
〃	令和 5 年度 借入最高限度額について
〃	就業規則の変更について ・「鈴鹿回生病院」賃金規程の改定 ・「鈴鹿回生病院」就業規則の改定
〃	鈴鹿環状線道路計画に伴う鈴鹿回生病院の土地の一部売却について
〃	令和 5 年度 理事報酬について

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) その他
該当なし

様式 2

法人名：社会医療法人 峰和会
所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	11,717,015 千円
2. 負 債 額	8,866,236 千円
3. 純 資 産 額	2,850,779 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,980,886
B 固 定 資 産	5,736,129
C 資 産 合 計 (A+B)	11,717,015
D 負 債 合 計	8,866,236
E 純 資 産 (C-D)	2,850,779

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,980,886	I 流 動 負 債	3,406,030
現金及び預金	3,212,535	買 掛 金	465,948
事業未収金	2,618,809	短期借入金	1,300,000
たな卸資産	133,567	一年以内返済予定長期借入金	926,621
前 渡 金	241	未 払 金	173,318
前 払 費 用	9,648	未 払 費 用	208,479
その他の流動資産	17,813	未 払 消 費 税 等	8,995
貸倒引当金	△ 11,727	前 受 収 益	1,051
II 固 定 資 産	5,736,129	賞 与 引 当 金	251,635
1 有 形 固 定 資 産	5,472,635	従 業 員 預 り 金	69,544
建 物	3,511,981	その他の流動負債	439
構 築 物	26,568		
医療用器械備品	319,172	II 固 定 負 債	5,460,206
その他の器械備品	122,482	長 期 借 入 金	4,417,310
車両及び船舶	7,404	退 職 給 付 引 当 金	1,042,896
土 地	1,476,919		
その他の有形固定資産	8,109		
2 無 形 固 定 資 産	96,992	負 債 合 計	8,866,236
借 地 権	796	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	93,160	科 目	金 額
その他の無形固定資産	3,036	I 積 立 金	2,872,896
3 その他の資産	166,502	設 立 等 積 立 金	87,954
投資有価証券	46,412	繰越利益積立金	2,784,942
役職員等長期貸付金	93,360		
長期前払費用	11,925	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 22,117
その他固定資産	14,805	その他有価証券評価差額金	△ 22,117
		純 資 産 合 計	2,850,779
資 産 合 計	11,717,015	負債・純資産合計	11,717,015

様式 4 - 1

法人名：社会医療法人 峰和会
所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,912,835
2 事業費用		
(1)事業費	9,658,202	
(2)本部費	-	9,658,202
本来業務事業利益		1,254,633
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		36,013
2 事業費用		81,581
附帯業務事業損失		45,568
事業利益		1,209,065
II 事業外収益		
受取利息	2,424	
その他の事業外収益	60,292	62,716
III 事業外費用		
支払利息	95,772	
その他の事業外費用	526	96,298
経常利益		1,175,483
IV 特別利益		
固定資産売却益	10	
その他の特別利益	287	297
V 特別損失		
会計基準適用時差異	197,054	
その他の特別損失	47,464	244,518
税引前当期純利益		931,262
法人税・住民税及び事業税	172	172
当期純利益		931,090

法人名	社会医療法人 峰和会
所在地	鈴鹿市国府町112番地の1

※医療法人整理番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 峰和会

理事長 荒木 朋浩 殿

私たちは、社会医療法人峰和会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 6 月 5 日

社会医療法人 峰和会

監事 皇木 徹亮

監事 亀井 秀樹

第 49 会計年度
独立監査人の監査報告書

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

社会医療法人 峰和会

独立監査人の監査報告書

令和5年5月30日

社会医療法人峰和会
理事会 御中

樋口活介公認会計士事務所
東京都港区
公認会計士

樋口 活介

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人峰和会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第49会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記4に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便的な処理を採用している。また、貸倒引当金に係る会計処理については、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上する簡便的な処理を採用している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計 算 書 類

第 49 会計年度

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

社会医療法人 峰和会

様式 3 - 1

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,980,886	I 流 動 負 債	3,406,030
現金及び預金	3,212,535	買 掛 金	465,948
事業未収金	2,618,809	短 期 借 入 金	1,300,000
たな卸資産	133,567	一年以内返済予定長期借入金	926,621
前 渡 金	241	未 払 金	173,318
前 払 費 用	9,648	未 払 費 用	208,479
その他の流動資産	17,813	未 払 消 費 税 等	8,995
貸倒引当金	△ 11,727	前 受 収 益	1,051
II 固 定 資 産	5,736,129	賞 与 引 当 金	251,635
1 有 形 固 定 資 産	5,472,635	従 業 員 預 り 金	69,544
建 物	3,511,981	その他の流動負債	439
構 築 物	26,568		
医療用器械備品	319,172	II 固 定 負 債	5,460,206
その他の器械備品	122,482	長 期 借 入 金	4,417,310
車両及び船舶	7,404	退 職 給 付 引 当 金	1,042,896
土 地	1,476,919		
その他の有形固定資産	8,109		
2 無 形 固 定 資 産	96,992	負 債 合 計	8,866,236
借 地 権	796		
ソフトウェア	93,160	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	3,036	科 目	金 額
3 その他の資産	166,502	I 積 立 金	2,872,896
投資有価証券	46,412	設 立 等 積 立 金	87,954
役職員等長期貸付金	93,360	繰 越 利 益 積 立 金	2,784,942
長期前払費用	11,925		
その他固定資産	14,805	III 評価・換算差額等	△ 22,117
		その他有価証券評価差額金	△ 22,117
		純 資 産 合 計	2,850,779
資 産 合 計	11,717,015	負債・純資産合計	11,717,015

様式 4 - 1

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,912,835
2 事業費用		
(1)事業費	9,658,202	
(2)本部費	-	9,658,202
本来業務事業利益		1,254,633
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		36,013
2 事業費用		81,581
附帯業務事業損失		45,568
事業利益		1,209,065
II 事業外収益		
受取利息	2,424	
その他の事業外収益	60,292	62,716
III 事業外費用		
支払利息	95,772	
その他の事業外費用	526	96,298
経常利益		1,175,483
IV 特別利益		
固定資産売却益	10	
その他の特別利益	287	297
V 特別損失		
会計基準適用時差異	197,054	
その他の特別損失	47,464	244,518
税引前当期純利益		931,262
法人税・住民税及び事業税	172	172
当期純利益		931,090

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
時価のあるものについては時価法によっております。
- (2) たな卸資産
最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、簡便法により、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。
- (2) 補助金の会計処理
補助金等については、交付決定がされた日の属する事業年度に収益として計上しております。

ます。ただし、その補助金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した日の属する事業年度に収益として計上しております。

なお、固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、直接減額方式により圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額(千円)
建物	3,505,550
土地	1,476,919
有価証券	45,648
計	5,028,118

担保に係る債務

科目	金額(千円)
短期借入金	1,300,000
長期借入金（一年以内返済予定を含む）	4,587,257
計	5,887,257

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理したファイナンス・リース取引 (千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	141,404	42,132
その他の器械備品	218,467	107,990
車両運搬具	3,702	871
ソフトウェア	67,579	15,416
計	431,153	166,410

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,778,909千円

(3) 補助金等の内訳
主な補助金等

(千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	三重県	1, 129, 022	826, 278
2	鈴鹿市医療機器整備事業補助金	鈴鹿市	44, 000	44, 000

様式 2

法人名：社会医療法人 峰和会

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	11,717,015 千円
2. 負 債 額	8,866,236 千円
3. 純 資 産 額	2,850,779 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,980,886
B 固 定 資 産	5,736,129
C 資 産 合 計 (A+B)	11,717,015
D 負 債 合 計	8,866,236
E 純 資 産 (C-D)	2,850,779

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人格和会
所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番の1

※医療法人監理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

	基金	利益剰余金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		設立等積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和4年4月1日残高	0	87,954	1,853,851	1,941,806	-25,095		-25,095	1,916,711
会計年度中の変動額	0	0	931,090	931,090	2,978	0	2,978	934,068
当期純利益			931,090	931,090	2,978		2,978	934,068
				0			0	0
				0			0	0
会計年度中の変動額合計	0	0	931,090	931,090	2,978	0	2,978	934,068
令和5年3月31日残高	0	87,954	2,784,942	2,872,896	-22,117	0	-22,117	2,850,779

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番の1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,637,258	53,436		3,690,694		185,145	3,505,551
	建物附属設備	5,594	1,320		6,914		484	6,430
	構築物	30,655	204		30,859		4,291	26,568
	医療用器械	254,336	167,574		421,910		102,738	319,172
	その他器械	103,232	46,500		149,732		42,517	107,215
	器具備品	14,248	7,594		21,842		6,575	15,267
	車両及び船舶	8,807	2,817		11,624		4,220	7,404
	その他有形固定資産	10,813	9,087		19,900		11,791	8,109
	土地	1,476,919			1,476,919			1,476,919
	計	5,541,862	288,532	0	5,830,394	0	357,761	5,472,635
無形固定資産	借地権	796			796			796
	ソフトウェア	113,226	36,953		150,179		57,019	93,160
	電話加入権	3,035			3,035			3,035
	計	117,057	36,953	0	154,010	0	57,019	96,992
その他の資産	出資金	600			600			600
	投資有価証券	43,435	2,977		46,412			46,412
	保証金	11,450	541	92	11,899			11,900
	敷金	3,142	374	1,233	2,283			2,283
	役員従業員長期貸付金	105,480	28,920	41,040	93,360			93,360
	長期前払費用	8,826	4,444	1,345	11,925			11,925
	繰延資産	108		86	22			22
	保険積立金	162		162	0			0
	会員権	300		300	0			0
	計	173,503	37,256	44,258	166,501	0	0	166,502

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建替仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	265,541	251,635	265,541		251,635
退職給付引当金	816,675	352,559	126,338		1,042,896

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,300,000	1,300,000	1.6	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	300,486	926,621	0.8	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,307,681	4,417,310	1.6	2028.12.31
その他の有利子負債				
合 計	6,908,167	6,643,931	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
株式会社 三十三フィナンシャルグループ	28,910	45,648
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 1 1 2 番の 1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,286,950		2,286,950			2,286,950
給与費	5,311,020		5,311,020	58,418		5,369,438
委託費	658,726		658,726	1,625		660,351
経費	581,144		581,144	15,733		596,877
売上原価			0			0
その他の事業費用	820,362		820,362	5,805		826,167
計	9,658,202	0	9,658,202	81,580	0	9,739,783

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 1 1 2 番の 1

事業費用明細表
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	1,282,938	
その他材料費	1,004,012	2,286,950
II 給与費		
給料	3,948,928	
賞与	670,212	
退職給付費用	153,089	
その他給与費	597,209	5,369,438
III 委託費		
検査委託費	72,631	
給食委託費	230,085	
寝具委託費	15,849	
その他委託費	341,787	660,351
IV 経費		
福利厚生費	24,223	
水道光熱費	196,784	
その他経費	375,870	596,877
V 売上原価		0
VI その他の事業費用		
減価償却費	383,361	
その他事業費用	442,806	
		826,167
事業費用計		9,739,783

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I から VI の中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☒	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
☒	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の述べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類3-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類3-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の述べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☒	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	

☒	書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
☒	書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
☒	添付書類 7 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載 ((3) を除く。) がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合）
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）（1） 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

（2） 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合）
上記に掲げる書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）（1） 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

（2） 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

（3） 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

（4） 該当する書類にチェックをすること。

令和 6 年 6 月 23 日

三重県知事 一見 勝之 殿

112番地の1

三重県鈴鹿市国府町字保子里 112番

社会医療法人 峰和

理事長 荒木 朋



決 算 届
山和会
荒木朋浩

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療

- 注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。
- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
- 災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療



医療法第42条の2第1項第4号（口を除く）の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 峰和会

申請者名：理事長 荒木 朋浩

峰和会
荒木朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療
鈴鹿回生病院附属クリニック	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 2	
長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2	
亀山回生病院	三重県亀山市東御幸町字穴淵 232 番地	

（記載上の注意事項）

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 峰和会

申請者名： 理事長 荒木 朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

施設名	鈴鹿回生病院
施設の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

1 診療科目

科 目	内科	外科	整形外科	婦人科	脳神経外科	心臓血管外科
	呼吸器外科	泌尿器科	放射線科	リハビリテーション科	麻酔科	小児科
	耳鼻咽喉科	循環器内科	脳神経内科	腎臓内科	血液内科	消化器内科
	消化器外科	精神科				

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
179	379									179	379

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☒ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 専用病床 (床) ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☒ ヘリポート (☐ 敷地内 ☒ 近接地) ☒ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐 震 基 準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受け入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数 (床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数 (床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数 (床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	21.0	3.0			82.0		1.0							107.0
実人員	62	23	23	23	264		4	19	13	8	79.0		35	553
内特殊 関係者	6				1						1			8

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		33		2		2
	オンコール				3		3
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内		1				
	オンコール						
薬剤師	病院内		23		1		1
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		16		1		1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		15		1		1
	オンコール						
看護師	病院内	2	131	2	24	3	50
	オンコール			6		5	
合計	病院内	2	218	2	29		55
	オンコール			6	4		4
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	2	22	2	2		1
	オンコール			6	4	5	4
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（ 人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 峰和会

申請者名： 理事長 荒木 朋浩

朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	20,319 件	870 件	A 21,189 件
内 時間外加算の算定件数	3,958 件	133 件	① 4,091 件
内 休日加算の算定件数	2,546 件	138 件	② 2,684 件
内 深夜加算の算定件数	2,319 件	44 件	③ 2,363 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			43.1%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一区分番号A.000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6,460 件	125 件	6,585 件
内 時間外加算の算定件数	1,144 件	35 件	1,179 件
内 休日加算の算定件数	818 件	45 件	863 件
内 深夜加算の算定件数	709 件	12 件	721 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,671 件	557 件	8,228 件
内 時間外加算の算定件数	1,297 件	41 件	1,338 件
内 休日加算の算定件数	763 件	37 件	800 件
内 深夜加算の算定件数	765 件	17 件	782 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6,188 件	188 件	6,376 件
内 時間外加算の算定件数	1,517 件	57 件	1,574 件
内 休日加算の算定件数	965 件	56 件	1,021 件
内 深夜加算の算定件数	845 件	15 件	860 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	20,319 件	870 件	21,189 件
内 時間外加算の算定件数	3,958 件	133 件	4,091 件
内 休日加算の算定件数	2,546 件	138 件	2,684 件
内 深夜加算の算定件数	2,319 件	44 件	2,363 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 峰和会

申請者名： 理事長 荒木 朋浩

朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	6,724 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合 計	6,724 件
3 会計年度平均	2,241 件

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,011 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,145 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,568 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	6,724 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

夜間等救急搬送件数内訳表

令和4年度

月	区分	6歳以上の件数 (A)	6歳未満の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	消防機関の救急車による搬送件数	185	3	188
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	185	3	188
5月	消防機関の救急車による搬送件数	194	3	197
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	194	3	197
6月	消防機関の救急車による搬送件数	185	1	186
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	185	1	186
7月	消防機関の救急車による搬送件数	255	3	258
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	255	3	258
8月	消防機関の救急車による搬送件数	239	2	241
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	239	2	241
9月	消防機関の救急車による搬送件数	204	2	206
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	204	2	206
10月	消防機関の救急車による搬送件数	233	3	236
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	233	3	236
11月	消防機関の救急車による搬送件数	191	5	196
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	191	5	196
12月	消防機関の救急車による搬送件数	236	1	237
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	236	1	237
1月	消防機関の救急車による搬送件数	222	0	222
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	222	0	222
2月	消防機関の救急車による搬送件数	191	1	192
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	191	1	192
3月	消防機関の救急車による搬送件数	205	4	209
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	205	4	209

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 峰和会

申請者名： 理事長 荒木 朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番

以下のとおり相違ありません。

印

（12番地の1）

- 1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総数	最も人数の多い 親族等の グループの人数	親族等 の割合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の割合
理事	11人	0人	0%	0人	0%
監事	2人			0人	0%
社員	6人	0人	0%		
評議員	0人	0人	0%		

- 2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）
（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

- 3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）
（該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	役員報酬規定に基づいて支給している。
監事	役員報酬規定に基づいて支給している。
評議員	

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	医師用社宅を借上げ住宅管理規定により利用可能	有 ・ 無
金銭の貸付け	なし	有 ・ 無
資産の譲渡	なし	有 ・ 無
給与の支給	給与規定に基づき支給	有 ・ 無
役員等の選任	役員は、定款第29条の規定により選出	有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	11,717,015,320 円
B 純資産の額	2,850,778,831 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	24.3%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	8,352,207,813 円
イ 本来業務の用に供する財産	8,344,068,759 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	8,139,054 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	817,648,224 円
F 事業費用の額	10,080,598,825 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に
限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	三十三フィナンシャルグループ 28,910 株	有 ・ ☒ 無
出 資	紀北信用金庫 1,200 口	有 ・ ☒ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ ☒ 無
組合契約	なし	有 ・ ☒ 無
信 託	なし	有 ・ ☒ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ ☒ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ ☒ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ ☒ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ ☒ 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ ☒ 無

役員報酬規定

第1章 総 則

(総則)

第1条 この規定は、役員（理事および監事）の報酬について定める。

第2章 報 酬

(決定方法)

第2条 役員の報酬は、社員総会で承認された報酬総額の範囲内において、理事会にて決定する。

(常勤役員の報酬の算定)

第3条 常勤役員の年間報酬の算定は、次のとおりとする。

理事長	2,000 万円から 4,000 万円
常務理事	1,500 万円から 3,500 万円
理事	500 万円から 2,500 万円
監事	500 万円

2 上記の年間報酬は、月割で支給する。

3 上記の報酬以外に発生した、当直、日直などについては、医師の手当てに関する内規及び賃金規定に応じて別途支給する。

(非常勤役員の報酬の算定)

第4条 非常勤役員の報酬については、その役員の社会的地位、法人への貢献度および就任の事情などを総合的に勘案して決定する。

(通勤手当)

第5条 役員の通勤に要する費用は、実費相当額を別途支給する。

(休職時の取り扱い)

第6条 役員が疾病の治療その他の事由によって休職するときの役員報酬の減額有無及び支給額については、理事会によって決定する。

(減額措置)

第7条 法人業績の状況その他必要に応じ、理事会の決定に基づき、臨時に報酬の減額措置を講じることがある。

(支払日)

第8条 報酬は、毎月 25 日に支払う。

(支払方法)

第9条 報酬は、本人が法人本部に届け出た銀行口座に振り込むことによって支払う。

(控除)

第10条 報酬の支払いに当たり、次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他必要なもの

(退職金)

第11条 退職金については支給しない。

附 則

この規定は平成 23 年 9 月 12 日策定、社会医療法人認定日より施行する。

(書類付表 1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、副院長	有 ・ 無
			三重大学 臨床教授	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	有 ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	有 ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ 無
			三重・大阪脳血管障害研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ 無
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ 無
			三重県警察医	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ 無
			国際脳神経外科連合 (WFNS) 会員	有 ・ 無
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会 (AASN) 会員	有 ・ 無
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ 無
			日本脳卒中の外科学会 会員	有 ・ 無
			日本脳神経血管内治療学会 会員	有 ・ 無
			スパズムシンポジウム 会員	有 ・ 無
			日本頭痛学会 会員	有 ・ 無
			日本脳ドック学会 会員	有 ・ 無
			AMAT 隊員	有 ・ 無
			三重県災害医療コーディネーター	有 ・ 無
常務理事	加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	有 ・ 無
			日本スポーツ協会 スポーツドクター	有 ・ 無
			日本医師会 健康スポーツ医	有 ・ 無
			日本臨床スポーツ医学会 評議員	有 ・ 無
			山二磁業株式会社 代表取締役	有 ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
常務理事	加藤 公		三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	㊟ ・ 無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有 ・ ㊟
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有 ・ ㊟
			三重県医師会 代議員、 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、 労災・自動車保険対策委員会 委員	㊟ ・ 無
理事	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	㊟ ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	㊟ ・ 無
	馬場 優		長島回生病院 院長	㊟ ・ 無
			紀北医師会 会員	㊟ ・ 無
			日本消化器病学会 会員、消化器病専門医、 指導医	有 ・ 無
			日本肝臓学会 会員、肝臓専門医	有 ・ 無
			日本糖尿病学会 会員、専門医	㊟ ・ 無
			日本内科学会 会員、認定医	㊟ ・ 無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	㊟ ・ 無
			日本外科学会 専門医	㊟ ・ 無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	㊟ ・ 無
			日本肝臓学会 専門医	㊟ ・ 無
			日本消化器病学会 専門医、指導医	㊟ ・ 無
			日本救急医学会 I C D	㊟ ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	㊟ ・ 無
			東海外科学会 特別会員	有 ・ ㊟
			鈴鹿市医師会 会員	㊟ ・ 無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	㊟ ・ 無
			障害者相談支援センター 嘱託医	㊟ ・ 無
			三重県老人保健施設協会 理事	㊟ ・ 無
			独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療セ ンター 名誉院長	㊟ ・ 無
			三重中央看護学校 講師	㊟ ・ 無
			公益社団法人久居一志地区医師会 会員	㊟ ・ 無
	岡 宏次		鈴鹿回生病院 院長	㊟ ・ 無
			日本内科学会東海地方会 評議員	㊟ ・ 無
			日本血液学会 専門医、指導医、評議員	㊟ ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事	岡 宏次		日本輸血・細胞治療学会東海支部 評議員	有 ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	有 ・ 無
	齋藤 誉宏		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無
			NPO 法人みえ循環器・腎疾患ネットワーク理事	有 ・ 無
	森田 哲正		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無
			日本手外科学会 代議員	有 ・ 無
			日本肘関節外科学会 代議員	有 ・ 無
			日本マイクロサージャリー学会 評議員	有 ・ 無
			中部整形外科災害外科学会 代議員	有 ・ 無
	横田 和美		鈴鹿回生病院 看護部長	有 ・ 無
			三重県看護協会感染管理顧問看護管理	有 ・ 無
	西村 清之		鈴鹿回生病院 事務長	有 ・ 無
監事	室木 徹亮		三重綜合法律事務所 弁護士	有 ・ 無
			津家庭裁判所 調停委員	有 ・ 無
	亀井 秀樹		鈴鹿市社会福祉協議会 会長	有 ・ 無
社員	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、副院長	有 ・ 無
			三重大学 臨床教授	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	有 ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	有 ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ 無
			三重・大阪脳血管障害研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ 無
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ 無
			三重県警察医	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ 無
			国際脳神経外科連合（WFNS）会員	有 ・ 無
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会（AASN）会員	有 ・ 無
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ 無
			日本脳卒中の外科学会 会員	有 ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	荒木 朋浩		日本脳神経血管内治療学会 会員	有① ・ 無
			スパズムシンポジウム 会員	有 ・ 無②
			日本頭痛学会 会員	有① ・ 無
			日本脳ドック学会 会員	有① ・ 無
			AMAT 隊員	有 ・ 無②
			三重県災害医療コーディネーター	有 ・ 無②
	加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	有① ・ 無
			日本スポーツ協会 スポーツドクター	有① ・ 無
			日本医師会 健康スポーツ医	有① ・ 無
			日本臨床スポーツ医学会 評議員	有① ・ 無
			三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	有① ・ 無
			山二砒業株式会社 代表取締役	有① ・ 無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有 ・ 無②
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有 ・ 無②
			三重県医師会 代議員、 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、 労災・自動車保険対策委員会 委員	有① ・ 無
	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	有① ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有① ・ 無
	馬場 優		長島回生病院 院長	有① ・ 無
			紀北医師会 会員	有① ・ 無
			日本消化器病学会 会員、消化器病専門医、指 導医	有① ・ 無
			日本肝臓学会 会員、肝臓専門医	有① ・ 無
			日本糖尿病学会 会員、専門医	有① ・ 無
			日本内科学会 会員、認定医	有① ・ 無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	有① ・ 無
			日本外科学会 専門医	有① ・ 無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	有① ・ 無
			日本肝臓学会 専門医	有① ・ 無
			日本消化器病学会 専門医、指導	有① ・ 無
			日本救急医学会 ICD	有① ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	有① ・ 無
			東海外科学会 特別会員	有 ・ 無②

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	富田 隆		鈴鹿市医師会 会員	㊥ ・ 無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	㊥ ・ 無
			障害者相談支援センター 嘱託医	㊥ ・ 無
			三重県老人保健施設協会 理事	㊥ ・ 無
			独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 名誉院長	㊥ ・ 無
			三重中央看護学校 講師	㊥ ・ 無
			公益社団法人久居一志地区医師会 会員	㊥ ・ 無

(書類付表 2)

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金(月額)
施設の貸与	馬場 優	社員・理事	職員寮	平成 16 年 9 月 1 日	15,000 円
そ の 他	なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価格	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の有 無
荒木 朋浩	鈴鹿回生病院 副院長	平成 15 年 9 月 1 日	常勤	理事長 社員	①有 ・ 無
加藤 公	鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	平成 15 年 4 月 1 日	常勤	常務理事 社員	①有 ・ 無
長谷川 静生	亀山回生病院 院長	昭和 54 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
馬場 優	長島回生病院 院長	平成 16 年 9 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
富田 隆	鈴鹿回生病院 統括診療部長	平成 11 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
森本 保	介護老人保健施 設 輝 施設長	平成 28 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の有 無
岡 宏次	鈴鹿回生病院 院長	平成 13 年 2 月 1 日	常勤	理事	⑦ ・ 無
齋藤 誉宏	鈴鹿回生病院 副院長	平成 13 年 1 月 16 日	常勤	理事	⑦ ・ 無
森田 哲正	鈴鹿回生病院 副院長	平成 12 年 4 月 1 日	常勤	理事	⑦ ・ 無
横田 和美	鈴鹿回生病院 看護部長	平成 12 年 10 月 1 日	常勤	理事	⑦ ・ 無
西村 清之	鈴鹿回生病院 事務長	令和 1 年 7 月 8 日	常勤	理事	⑦ ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価格	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
荒木 朋浩	理事長 社員	日本脳神経外科学会	文京区本郷 5-25-16 石川ビル 6 階	宮本 享	なし	評議員
		日本脳卒中学会	千代田区鍛冶町 1 丁目 10-4 丸石ビルディング 4 階	小笠原 邦昭	なし	評議員
		日本脳神経外科救急学会	守口市文圃町 10-15 別館 3 階	塩川 芳昭	なし	評議員
加藤 公	常務理事 社員	日本臨床スポーツ医学会	中央区新富 2-4-14 新富田ビル 4 階	松本 秀男	なし	評議員
		三重県医師会	津市桜橋二丁目 191 番 4	二井 栄	なし	代議員
		山二砒業株式会社	恵那市山岡町原 1114	加藤 公	なし	代表取締役
岡 宏次	理事	日本内科学会東海地方会	名古屋市昭和区鶴舞町 65	丸山 彰一	なし	評議員
		日本血液学会	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 518 番地	松村 到	なし	評議員
		日本輸血・細胞治療学会東海支部	愛知県長久手市岩作雁又 1-1	加藤 栄史	なし	評議員
齋藤 誉宏	理事	みえ循環器・腎疾患ネットワーク	津市江戸橋 2-174 循環器・腎臓内科学内	谷川 高士	なし	理事
森田 哲正	理事	日本手外科学会	港区三田 3-13-12 三田 MTビル 8 階	岩崎 倫政	なし	代議員

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
森田 哲正	理事	日本手外科学会	港区三田 3-13-12 三田MTビル8階	岩崎 倫政	なし	代議員
		日本肘関節学会	港区三田 3-13-12 三田MTビル8階	正富 隆	なし	代議員
		日本マイクロサージャリー学会	新宿区大久保 2-4-12 新宿7Aタックスビル内	櫻井 裕之	なし	評議員
		中部日本整形外科災害外科学会	京都市上京区寺町通今出川下ル 扇町 扇ビル 4F	松田 秀一	なし	代議員
亀井 秀樹	監事	鈴鹿市社会福祉協議会	鈴鹿市神戸地子町 383-1	亀井 秀樹	なし	会長

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

(書類付表 3)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	2,768,351,021 円				3,212,535,157 円
現金及び預金					3,212,535,157 円
事業未収金	2,618,809,137 円				円
有価証券					0 円
たな卸資金	133,566,786 円				円
前渡金	240,954 円				円
前払費用	9,647,512 円				円
その他の流動資産	17,813,632 円				円
貸倒引当金	-11,727,000 円				円
固定資産	5,583,856,792 円	円	円	円	152,272,350 円
有形固定資産	5,472,635,479 円	円			円
建物	3,511,980,504 円	円			円
構築物	26,568,239 円	円			円
医療用器械備品	319,171,612 円	円			円
その他の器械備品	122,481,979 円	円			円
車両及び船舶	7,404,424 円	円			円
土地	1,476,919,197 円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	8,109,524 円	円			円
無形固定資産	96,991,954 円	円			円
借地権	796,400 円	円			円
ソフトウェア	93,160,175 円	円			円
その他の無形固定資産	3,035,379 円	円			円
その他の資産	14,229,359 円		円	円	152,272,350 円
有価証券					46,412,490 円
長期貸付金					円
役員等長期貸付金					93,360,000 円
長期前払費用	11,924,709 円				
繰延資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	2,304,650 円				12,499,860 円
資産合計	①8,352,207,813 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	3,364,807,507 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細（別紙参照）

施設名（事業所） 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資金	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

（記載上の注意事項）

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。

○ 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○ ⑥が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

区分	施設名(事業名)	合計	鈴鹿回生病院	居宅 鈴鹿回生病院	鈴鹿回生病院 附属クリニック	亀山回生病院	長島回生病院	デイサービス 陽だまりの家	介護老人保健施設 輝	居宅 輝
流動資産		2,768,351,021	2,259,540,532	1,095,450	186,519,420	99,893,216	156,918,692	4,435,494	59,162,207	786,010
事業未収金		2,618,809,137	2,130,828,992	1,095,450	183,877,601	94,761,843	146,891,396	4,067,444	56,505,071	781,340
たな卸資産		133,566,786	112,758,614		3,744,819	5,493,953	9,963,342	0	1,606,058	0
前渡金		240,954	10,330		0	51,420	51,550	26,410	92,574	8,670
前払費用		9,647,512	7,358,824		0	154,000	484,227	365,640	1,284,821	0
その他の流動資産		17,813,632	17,389,772		0	0	411,177	0	12,683	0
貸倒引当金		-11,727,000	-8,806,000		-1,103,000	-568,000	-883,000	-24,000	-339,000	-4,000
固定資産		5,583,856,792	4,421,775,546	0	116,525,865	322,760,120	218,651,572	1,822,099	502,321,589	1
有形固定資産		5,472,635,479	4,323,059,240	0	113,238,698	320,435,489	216,435,184	281,099	499,185,768	1
建物		3,511,980,504	2,753,533,137		93,719,082	131,185,370	160,513,579	0	373,029,336	0
構築物		26,568,239	21,542,755		0	1,297,924	3,572,114	0	155,446	0
医療用器械備品		319,171,612	302,189,846		12,724,965	3,615,598	212,957	0	428,246	0
その他の器械備品		122,481,979	87,311,523		6,670,718	9,473,854	3,758,907	10	15,266,967	0
車両及び船舶		7,404,424	3,649,388		0	120,561	2,161,470	281,089	1,191,915	1
土地		1,476,919,197	1,149,309,585		0	174,253,500	45,793,333	0	107,562,779	0
その他の有形固定資産		8,109,524	5,523,006		123,933	488,682	422,824	0	1,551,079	0
無形固定資産		96,991,954	87,187,801	0	3,287,167	2,324,631	2,216,388	66,200	1,909,767	0
借地権		796,400	796,400		0	0	0	0	0	0
ソフトウエア		93,160,175	85,638,610		3,287,167	2,324,631	0	0	1,909,767	0
その他の無形固定資産		3,035,379	752,791		0	0	2,216,388	66,200	0	0
その他の資産		14,229,359	11,528,505	0	0	0	0	1,474,800	1,226,054	0
長期前払費用		11,924,709	10,698,655		0	0	0	0	1,226,054	0
その他の固定資産		2,304,650	829,850		0	0	0	1,474,800	0	0
資産合計		⑤ 8,352,207,813	6,681,316,078	1,095,450	303,045,285	422,653,336	375,570,264	6,257,593	561,483,796	786,011

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—		円	⑦

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

(

1

6 土地の明細

住所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
三重県鈴鹿市国府町112番地の1	45,218.55㎡		45,218.55㎡	鈴鹿回生病院
三重県鈴鹿市国府町112番地の2	5,627.00㎡		5,627.00㎡	鈴鹿回生病院附属クリニック
三重県亀山市東御幸町2 3 2番地	3,706.28㎡		3,706.28㎡	亀山回生病院
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2番地	959.00㎡		959.00㎡	長島回生病院
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2482番地	2,918.63㎡		2,918.63㎡	介護老人保健施設 輝
三重県北牟婁郡紀北町東長島 58番地	2,451.39㎡	2,451.39㎡		陽だまりの家
三重県鈴鹿市国府町57番地9	7,681.10㎡		7,681.10㎡	病院隣接地
三重県鈴鹿市国府町80番地1	16,881.00㎡		16,881.00㎡	病院隣接地 駐車場
三重県鈴鹿市白子2990番3	976.82㎡	976.82㎡		看護宿舎
三重県北牟婁郡紀北町東長島 6番地1	298.31㎡	298.31㎡		長島回生病院 管理棟
三重県北牟婁郡紀北町東長島 8番地5	606.70㎡		606.70㎡	病院前院宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2482番地5	236.38㎡		236.38㎡	居宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2459番地52	959.83㎡		959.83㎡	長島回生病院 院宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2459番地47	374.79㎡		374.79㎡	介護老人保健施設 「輝」 職員寮

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
鈴鹿回生病院	鉄骨造陸屋根 地上7階 + 鉄骨造陸屋根 4階建 附属建物(機械室) 鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	22,469.89㎡	自家	病室	4,367.26㎡
				診察室	1,172.89㎡
				検査室	767.55㎡
				放射線室	1,060.52㎡
				手術室	993.20㎡
				分娩室	107.19㎡
				薬局	260.23㎡
				リハビリテーション	473.40㎡
				中央材料室	32.44㎡
				厨房	478.51㎡
				その他	12,756.70㎡
鈴鹿回生病院 附属クリニック	鉄骨造陸屋根 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建	2,238.56㎡	自家	診察室	468.87㎡
				検査室	39.11㎡
				放射線室	83.93㎡
				リハビリテーション	64.13㎡
				処置室	229㎡
				その他	1,353.22㎡
亀山回生病院	鉄筋コンクリート ・鉄骨造陸屋根 4階建 附属建物	2,525.82㎡	自家	病室	588.78㎡
				診察室	35.38㎡
				処置室	28.35㎡
				検査室	11.34㎡
				放射線室	24.04㎡
				機能訓練室	167.94㎡
				調剤室	3.82㎡
				手術室	32.27㎡
				厨房室	53.98㎡
長島回生病院	鉄筋コンクリート 3階	2,072.70㎡	自家	その他	1,579.92㎡
				病室	598.02㎡
				診察室	92.84㎡
				処置室	40.58㎡
				検査室	24.08㎡
				レントゲン	104.73㎡
				機能訓練室	150.96㎡
				薬局	45.31㎡
				厨房	70㎡
長島回生病院 「管理棟」	鉄骨造2階建	298.31㎡	借家	その他	945.73㎡
陽だまりの家	鉄筋コンクリート造 地上2階建	180.25㎡	借家	その他	298.31㎡
介護老人保健施設 「輝」	鉄骨造陸屋根 3階建	3,471.56㎡	自家	その他	180.25㎡
				居室	1,036.40㎡
				診察室	17.10㎡
				薬局	15.90㎡
				機能訓練室	63.80㎡
				通所リハビリ室	64.10㎡
				厨房	110.90㎡
鈴鹿回生病院 託児所	鉄骨造	166.50㎡	自家	その他	2,163㎡
				保育室	105.37㎡
				乳児室	19.13㎡
鈴鹿回生病院 看護師寮	鉄骨造陸屋根 3階建	682.62㎡	自家	その他	42.00㎡
				その他	682.62㎡

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
長島回生病院 院宅	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき2階建	274.41㎡	自家		
				その他	274.41㎡
長島回生病院 院宅 (病院前)	木造瓦葺高床式 平屋建	188.47㎡	自家		
				その他	188.47㎡
介護老人保健施設 「輝」 職員寮	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	176.21㎡	自家		
				その他	176.21㎡
居宅 (輝前)	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平屋建	164.60㎡	自家		
				その他	144.70㎡

8 医療用器械備品の明細

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
【超音波診断装置】					
超音波診断装置	フルデジタル超音波診断装置	1	920,003	自用	外来
超音波診断装置	アロカ 超音波診断装置	1	546,099	自用	外来
超音波画像診断装置	ソノサイト NanoMaxx	1	2,940,000	自用	外来
超音波手術装置	ソノペット	1	4,968,000	自用	外来
超音波画像診断装置	LOGIQ S8 Xdclear2.0+	1	10,890,000	自用	外来
汎用超音波画像診断装置	LOGIQ P10 R4	1	2,900,000	自用	外来
超音波診断装置	HS-1	1	6,050,000	自用	外来
汎用超音波画像診断装置	LOGIQ P10		3,828,000	自用	外来
【検査機器】					
心臓カテーテル検査装置	ボリグラフシステム	1	4,216,925	自用	検査室
顕微鏡	デジタルカメラDP73付落射蛍光	1	2,079,493	自用	検査室
大腸ビデオスコープ	大腸ビデオスコープ	1	1,895,250	自用	内視鏡
上部消化管汎用ビデオスコープ	上部消化管汎用ビデオスコープ	1	1,795,500	自用	内視鏡
眼底カメラ一式	無散瞳眼底カメラ一式	1	1,312,500	自用	外来診察室
脳波計	デジタル脳波計	1	1,165,054	自用	検査室
電子内視鏡システム	電子内視鏡システム	1	1,133,809	自用	内視鏡
ヘモテクト	NS-Plus C	1	1,077,148	自用	検査室
喉頭ファイバースコープ	オリンパス LF-DP	1	829,117	自用	外来診察室
自動細菌検査装置	自動細菌検査装置	2	819,317	自用	検査室
睡眠ポリグラフ測定記録自動解析装置	睡眠ポリグラフ測定記録自動解析装置	1	633,927	自用	外来診察室
浸透圧分析装置	浸透圧分析装置	1	620,739	自用	検査室
総合肺機能検査システム	CHESTAC-8800型	1	620,436	自用	検査室
アダムスグルコース	GA-1171 DOM	1	537,610	自用	検査室
全自動輸血検査装置	ID-GelStatuon	1	500,000	自用	検査室
腹腔鏡システム	オリンパス OTV-S190 他	1	18,239,040	自用	検査室
心電計一式	解析付心電計 FCP-8800	1	1,506,600	自用	検査室
解説付心電図	FCP-8800	1	1,501,000	自用	検査室
システム生物顕微鏡	BX-53-44	1	1,080,000	自用	検査室
凍結組織切片作成装置	POLAR-D	1	4,104,000	自用	検査室
眼球運動検査器	VOR-2	1	2,624,000	自用	外来診察室
内視鏡用炭酸ガス送気装置	UCR(オリンパス)	1	1,101,000	自用	内視鏡
血液浄化装置	ACH-Σ(マルチ)	1	5,940,000	自用	検査室
内視鏡画像参照システム	NX-Client	1	6,600,000	自用	内視鏡
PCR検査機	アボットIDNOW	1	1,381,000	自用	検査室
全自動遺伝子解析装置	ミュータスワコー gl	1	6,179,000	自用	検査室
新型コロナウイルス感染症 迅速検査システム	IDNOW インストルメント	1	1,072,000	自用	検査室
心電図・呼吸送信機	LX-8300	14	4,873,000	自用	検査室
心臓カテーテル用検査装置	ボリグラフシステム FCL-2000	1	6,380,000	自用	アンギオ室
脳波データ	EEG-1260	1	1,856,000	自用	病棟
生理検査データ管理システム	MBF-1000	1	18,700,000	自用	病棟
てんかん検査用機器類	脳波形 EEG-1260 他	1	33,550,000	自用	病棟
ENT顕微鏡 ファーストスコープ	07型 LED光源	1	1,375,000	自用	内視鏡
麻酔システム エイシス	CS2 Pro EtC	1	11,000,000	自用	手術室
【手術用医療機器】					
関節鏡手術システム	関節鏡手術システム	1	10,621,407	自用	手術室
手術用ナビゲーション	ステルスステーションクラニアル	1	1,329,450	自用	手術室
超音波ガストロビデオスコープ	超音波ガストロビデオスコープ	1	8,209,688	自用	手術室
手術用顕微鏡	手術用顕微鏡	1	8,137,041	自用	手術室
手術室モニタリングシステム	手術室モニタリングシステム	1	5,059,725	自用	手術室
プラズマガス滅菌器	プラズマガス滅菌器	1	4,550,000	自用	手術室
手術用ドリル	パワープロIIシステム	1	2,323,583	自用	手術室
密閉式自動固定包理装置	密閉式自動固定包理装置	1	987,247	自用	手術室
関節鏡システム	関節鏡システム	1	950,443	自用	手術室
全身麻酔装置	エスパイア 7900pro	1	875,495	自用	手術室
脳神経外科用顕微鏡システム	脳神経外科用顕微鏡システム	1	855,135	自用	手術室
頭部固定装置	メインフィールド頭部固定装置	1	670,320	自用	手術室
滅菌装置	高圧蒸気滅菌装置	1	664,565	自用	手術室
膝関節測定器	ニーラックス3	1	651,060	自用	手術室
関節鏡診断装置 一式	アースレックス	1	9,180,000	自用	手術室

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
炭酸ガスレーザー	レザウインII	1	2,300,000	自用	手術室
高周波手術装置	VIO/APC3	1	8,208,000	自用	手術室
内視鏡機器(泌尿器科)	OLYMPUS VESERA ELITE II	1	17,010,000	自用	手術室
手術用エアータンケット(止血帯)一式	DSマレフ 電動デジタル エアータンケット一式	1	1,133,000	自用	手術室
LED无影灯	スカイルックスIXM CJリブラ	2	8,734,000	自用	手術室
胆道ビデオスコープ	CHF-V2	1	2,992,000	自用	手術室
下肢靱帯撮影装置	TL01-BAT-M	1	1,951,000	自用	手術室
関節鏡カメラシステム	パワーシステム	1	10,529,000	自用	手術室
マイダレックス電動式ハンドピース	MR8	1	1,100,000	自用	手術室
【監視モニター】					
中央監視装置	セントラルモニター	1	1,144,232	自用	外来診察室
レシエント'ゴ'ールト'モニター一式	レシエント'ゴ'ールト'モニター一式	1	776,960	自用	病棟
生体情報モニター	DSC-5700	1	624,609	自用	病棟
セントラルモニター	DSC-8730	1	1,100,000	自用	病棟
ベッドサイドモニター	DS-8100N	1	1,100,000	自用	病棟
生体情報モニター機器	DSC-8430 一式	1	16,280,000	自用	病棟
セントラルモニタ	DS-1712RE	1	2,420,000	自用	病棟
【放射線機器関係】					
超電導磁気共鳴診断装置	1.5T MRI	1	130,663,628	自用	放射線
ハイレーン血管撮影装置	Artis zeeB	1	59,111,730	自用	放射線
CT装置	東芝マルチスライCT装置 64ス	1	6,384,001	自用	放射線
PACSシステム機器	PACSシステム機器	1	4,510,166	自用	放射線
X線照準システム	X線照準システム	1	4,055,190	自用	放射線
三次元放射線治療計画システム	三次元放射線治療計画システム	1	3,222,389	自用	放射線
乳房撮影装置	乳房撮影装置	1	2,958,512	自用	放射線
画像サーバー	東芝PACSシステムNAS	1	2,684,001	自用	放射線
X線テレビシステム	Winscope600	1	1,552,001	自用	放射線
循環装置用イメージ	インテンシファイア	1	1,496,710	自用	放射線
遠隔画像診断システム	遠隔画像診断システム	1	1,161,423	自用	放射線
X線透視診断装	移動型デジタル式汎用X線透視診断装	1	1,069,688	自用	放射線
X線一般撮影装置	EXO-5DR	1	1,024,001	自用	放射線
マンモ用ビューア	MAMMOREAD	1	1,008,014	自用	放射線
乳房X線撮影システム	乳房X線撮影システム	1	975,000	自用	放射線
心臓アンギオ 診断装置	ホルケーノ・シヤハン e5x	1	3,240,000	自用	放射線室
マルチスライCT装置	シーメンス2管球	1	159,840,000	自用	放射線室
高輝度カラーモニター(読影用モニター)	RADIOFORCE RX240-BK2式	1	1,404,000	自用	放射線室
デジタルX線TVシステム	Raffine	1	16,740,000	自用	放射線室
全身用X線断層撮影装置	GE製CT	1	84,326,000	自用	放射線室
X線撮影システム	CALNEO Smartシステム	1	4,289,000	自用	放射線室
胸部X線撮影システム(健診)	CALNEO Smart S77	1	4,289,000	自用	放射線室
移動式X線透視診断装置	OEC One	1	7,480,000	自用	放射線室
回診用X線撮影装置	島津 MobileArtEvolution	1	3,080,000	自用	放射線室
3T磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	MAGNETOM Skyra fit	1	85,800,000	自用	放射線室
放射線モニタリングシステム	(γ線ガスモニタ+付随費用)	1	6,270,000	自用	放射線室
画像診断システム一式	Pi11Cam Note Station	1	1,100,000	自用	放射線室
乳房用X線撮影装置	Senographe Pristina	1	37,290,000	自用	放射線室
X線透視撮影システム	富士デジタル	1	34,650,000	自用	放射線室

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 峰和

申請者名：理事長 荒木 朋

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B
鈴鹿回生病院	7,360,674,739	7,391,749,028	99.6%
鈴鹿回生病院附属クリニック	755,214,250	755,214,250	100.0%
亀山回生病院	502,195,129	502,801,713	99.9%
長島回生病院	619,956,083	621,640,883	99.7%
介護老人保健施設 輝	420,161,885	420,164,301	100.0%
鈴鹿回生病院 居宅介護支援事業所	0	9,779,600	0.0%
陽だまりの家	0	34,734,380	0.0%
居宅介護支援事業所 輝	0	3,698,582	0.0%
合 計	① 9,658,202,086	② 9,739,782,737	99.2%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
鈴鹿回生病院	社会保険診療	6,634,390,227	580,647,224	7,215,037,451	89.9%
	労災保険診療	249,117,402		249,117,402	3.1%
	健康診査	116,815,389	199,264,984	316,080,373	3.9%
	予防接種	340,780	326,100	666,880	0.0%
	助産				0.0%
	介護事業				0.0%
	障害福祉事業				0.0%
	その他	143,514,353	97,484,950	240,999,303	3.0%
	計	7,144,178,151	877,723,258	8,021,901,409	100.0%
鈴鹿回生病院 附属クリニック	社会保険診療	965,181,446	223,865,047	1,189,046,493	96.1%
	労災保険診療	15,235,189		15,235,189	1.2%
	健康診査	4,536,528		4,536,528	0.4%
	予防接種	8,046,841	1,577,000	9,623,841	0.8%
	助産				0.0%
	介護事業				0.0%
	障害福祉事業				0.0%
	その他	17,891,003	650,294	18,541,297	1.5%
	計	1,010,891,007	226,092,341	1,236,983,348	100.0%
鈴鹿回生病院 居介護支援事業所	社会保険診療				0.0%
	労災保険診療				0.0%
	健康診査				0.0%
	予防接種				0.0%
	助産				0.0%
	介護事業	5,962,772		5,962,772	100.0%
	障害福祉事業				0.0%
	その他				0.0%
	計	5,962,772	0	5,962,772	100.0%
長島回生病院	社会保険診療	590,234,314	52,866,702	643,101,016	95.5%
	労災保険診療	82,148		82,148	0.0%
	健康診査	1,267,200	1,118,686	2,385,886	0.4%
	予防接種	5,875,862	733,100	6,608,962	1.0%
	助産				0.0%
	介護事業				0.0%
	障害福祉事業				0.0%
	その他	12,338,070	8,861,501	21,199,571	3.1%
	計	609,797,594	63,579,989	673,377,583	100.0%

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
陽だまりの家	社会保険診療				0.0%
	労災保険診療				0.0%
	健康診査				0.0%
	予防接種				0.0%
	助産				0.0%
	介護事業	21,005,258	4,316,453	25,321,711	99.5%
	障害福祉事業				0.0%
	その他	130,946		130,946	0.5%
	計	21,136,204	4,316,453	25,452,657	100.0%
亀山回生病院	社会保険診療	527,675,053	29,922,206	557,597,259	95.8%
	労災保険診療	32,145		32,145	0.0%
	健康診査	357,222	768,027	1,125,249	0.2%
	予防接種	1,251,886	436,032	1,687,918	0.3%
	助産				0.0%
	介護事業	13,340,414	1,521,631	14,862,045	2.6%
	障害福祉事業				0.0%
	その他		6,628,490	6,628,490	1.1%
	計	542,656,720	39,276,386	581,933,106	100.0%
介護老人保健施設 輝	社会保険診療	217,988,450	79,448,866	297,437,316	74.6%
	労災保険診療				0.0%
	健康診査				0.0%
	予防接種	599,276	78,000	677,276	0.2%
	助産				0.0%
	介護事業	72,940,511	15,480,762	88,421,273	22.2%
	障害福祉事業				0.0%
	その他	1,600,949	10,502,664	12,103,613	3.0%
	計	293,129,186	105,510,292	398,639,478	100.0%
居宅介護支援事業所 輝	社会保険診療				0.0%
	労災保険診療				0.0%
	健康診査				0.0%
	予防接種				0.0%
	助産				0.0%
	介護事業	4,597,580		4,597,580	100.0%
	障害福祉事業				0.0%
	その他				0.0%
	計	4,597,580	0	4,597,580	100.0%

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
合 計	社会保険診療	8,935,469,490	966,750,045	③ 9,902,219,535	⑪ 90.4%
	労災保険診療	264,466,884	0	④ 264,466,884	⑫ 2.4%
	健康診査	122,976,339	201,151,697	⑤ 324,128,036	⑬ 3.0%
	予防接種	16,114,645	3,150,232	⑥ 19,264,877	⑭ 0.2%
	助産	0	0	⑦ 0	⑮ 0.0%
	介護事業	117,846,535	21,318,846	⑧ 139,165,381	⑯ 1.3%
	障害福祉事業	0	0	⑨ 0	⑰ 0.0%
	その他	175,475,321	124,127,899	⑩ 299,603,220	2.7%
	計	9,632,349,214	1,316,498,719	10,948,847,933	100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	217,073,920 円	学校保健安全法	0 円
船員保険法	385,011 円	母子保健法	0 円
国民健康保険法	38,424,490 円	労働安全衛生法	4,748,746 円
国家公務員共済組合法	6,875,985 円	高齢者の医療の確保に関する法律	4,367,703 円
地方公務員等共済組合法	50,938,396 円		
私立学校教職員共済法	1,313,785 円		
計	315,011,587 円	計	9,116,449 円
		健康診査に係る収入合計	⑮ 324,128,036 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑮と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	652,947 円	麻疹	54,000 円
臨時接種	11,549,681 円	風しん	53,908 円
	円	インフルエンザ	6,948,341 円
	円	おたふくかぜ	6,000 円
	円		円
計	12,202,628 円	計	7,062,249 円
		予防接種に係る収入合計	⑮ 19,264,877 円

（記載上の注意事項）

○ ⑥が⑮と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0 件	㉑ 0 円
分娩件数（㉑）× 50万円		㉒ 0 円

（記載上の注意事項）

○ ㉑が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	21,005,258 円	居宅サービス事業	109,521,460 円
地域密着型サービス事業	0 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	4,316,453 円	介護予防サービス事業	4,322,210 円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	25,321,711 円	計	113,843,670 円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 139,165,381 円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が㉓と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㊤ 円

（記載上の注意事項）

○ ㊤が㊤と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合 計 (B)	
鈴鹿回生病院	8,021,901,409	3,246,803,689	4,113,871,050	7,360,674,739	109.0%
鈴鹿回生病院 附属クリニック	1,236,983,348	438,101,183	317,113,067	755,214,250	163.8%
長島回生病院	673,377,583	354,002,148	265,953,935	619,956,083	108.6%
亀山回生病院	581,933,106	298,824,369	203,370,760	502,195,129	115.9%
介護老人保健施設 輝	398,639,478	225,791,076	194,370,809	420,161,885	94.9%
合 計	㊦ 10,912,834,924	4,563,522,465	5,094,679,621	㊦9,658,202,086	113.0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計㊦が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計㊦が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

診 療 報 酬 な ど に 関 す る 規 定

社会医療法人峰和会

第1条 社会医療法人峰和会（以下病院という）の診療報酬及び使用料、利用料はこの規定の定めるところによる。

第2条 (1) 病院の診療報酬の額は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の医科診療報酬点数表及び高齢者医療確保法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の医科診療報酬点数表に依り算定して得た額とする。

(2) 保険証を持参せず又は健康保険法の適用を受ける事のできない者（自殺未遂）に対する診療費の算定も又同じ。

第3条 貧困の為本人の支払額の負担が困難と認める者については事情を調査し福祉事務所、民生委員等の関係施設と協議の上各法に基づき請求を行う。又診療費の支払い方法を考慮する事がある。

第4条 診療報酬点数表に定めない手数料などについては次の通りとする。

1. 公害健康被害者、労災患者、予防接種による健康被害者の診療報酬は法令等の規定に基づいて算定される額。
2. 文書料は別紙料金表による。
3. 使用料、利用料については別紙の通りとする。
4. 予防接種料金は鈴鹿市の公定料金を参考とする。
5. 人間ドック、健康診断の料金については原則として医科診療報酬点数表により算出し病院で定めた料金とする。
6. その他、料金を定める場合は鈴鹿市、医師会、医科診療報酬点数表が定める料金を参考とする。

第5条 この規定施行に際し必要な事項は病院長が定める。

附 則 この規定は、平成8年2月26日に策定し、平成8年3月26日から施行する。

この規定の改正は、平成13年1月8日から施行する。

この規定の改正は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

医療費及び室料差額の取扱いについて

診療報酬などに関する規定に基づき次の通り取扱うこととする。

1. 医療費について

(1) 健康保険被保険者証使用の場合

医科診療報酬点数表を適用する。

(2) 労災の場合

労災保険指定医療機関療養担当規定による。

(3) その他の自費

①自動車賠償責任保険を使用する場合は、県内慣行料金による。

②自動車賠償責任保険以外は医科診療報酬点数表により算定した額

③産婦人科の保険外診療については、日本産婦人科学会の協定料金による。

④予防接種、人間ドック、健康診断等については診療報酬に関する規定の第4条3・4・5により算定した額とする。

2. 室料差額について

(1) 診療上の必要があつて、個室を専用させた場合は室料差額は徴収しない。

令和3年4月1日からの使用料・利用料

1.病室使用料

室料差額料金表(税込料金)

3A病棟	301	5,500	4A病棟	401	13,200
	302	5,500		402	5,500
	303	5,500		403	5,500
	304	5,500		404	5,500
	305	5,500		405	5,500
	306	5,500		415	7,370
	316	7,370		416	7,370
	317	7,370		417	7,370
	318	7,370		418	7,370
	319	7,370		419	7,370
	320	7,370		420	7,370
	321	7,370		421	7,370
	322	7,370		422	7,370
	323	7,370			
	14室			13室	
4B病棟	426	7,370	5A病棟	501	5,500
	427	7,370		502	5,500
	428	7,370		503	5,500
	429	7,370		504	5,500
	430	7,370		505	5,500
	431	7,370		506	5,500
	432	7,370		516	7,370
	433	7,370		517	7,370
	437	5,500		518	7,370
	438	5,500		519	7,370
	439	5,500		520	7,370
	440	5,500		521	5,500
	441	5,500			
	442	5,500			
	446	5,280			
	447	5,280			
	16室			12室	
5B病棟	527	7,370	6A病棟	601	5,500
	528	7,370		602	5,500
	529	7,370		603	5,500
	530	7,370		604	5,500
	531	7,370		605	5,500
	532	5,500		606	5,500
	538	13,200		607	5,500
	539	5,500		608	5,500
	540	5,500		609	5,500
	541	5,500		610	5,500
	542	5,500		611	5,500
				612	5,500
				618	5,500
				619	5,500
				623	5,500
				624	5,500
	11室			625	5,500
6B病棟	629	7,370		626	5,500
	630	7,370	18室		
	631	7,370			
	632	7,370			
	633	7,370			
	634	7,370			
	635	7,370			
	636	7,370			
	640	13,200			
	641	5,500			
	642	5,500			
	643	5,500			
	644	5,500			
	13室				

各種自費料金一覧

保険診療費以外に必要な応じ下記の物をご利用頂く場合は御負担をお願いしております。

各種診断書

●院内診断書	1,650円
●院外診断書(生命・簡易保険等)	4,950円
●特殊・複雑・後遺症診断書	4,950円
●健康診断書(二通目以降)	1,650円
●死亡診断書	3,300円
●死体検案書	6,600円
●特定疾患診断書(申請)	3,300円
●入退院・通院証明書(院内様式)	1,650円
●医療費助成(支給)申請書・証明書	220円

医療費領収証明

●院内様式	220円
●院外様式	1,650円

年金診断書

●国民	4,950円
●厚生	4,950円
●障害	4,950円

その他証明書

●簡単	1,650円
●複雑	4,950円

◆死亡診断書・検案書については二通目以降は1,650円となります。

●カード式テレビ	1,000円/枚 (共通カード)
●カード式冷蔵庫	
●個室使用時の電話代 (一般電話代金の基準に準じます。)	
●カード式洗濯機・乾燥器	
●お薬容器代(大)	55円
●お薬容器代(小)	33円

おむつが必要な方でご準備頂いた物がない場合、病院の物を使用させて頂く事があります。

成人用おむつ代

●紙おむつ(ハンパース)	176円
●パンツ式おむつ(リハビリパンツ)	176円
●板おむつ(フラット)	83円
●尿取りパット	83円

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥器・電話については共通のカードでご利用できます。

薬剤の容器については原則として貸与となっています。再利用ができないものについては上記の様に患者様の御負担となります。

※料金については全て税込表示となっております。

階数	病室	個室	収容人数	金額
3階A	特1床室B	8室	1名	7,370円
	個室	6室	1名	5,500円
4階A	特1床室A	1室	1名	13,200円
	特1床室B	8室	1名	7,370円
4階B	個室	4室	1名	5,500円
	特1床室B	8室	1名	7,370円
5階A	個室	6室	1名	5,500円
	個室※電話・トイレ無し	2室	1名	5,280円
5階B	特1床室A	5室	1名	7,370円
	個室	7室	1名	5,500円
6階A	特1床室A	1室	1名	13,200円
	特1床室B	5室	1名	7,370円
6階B	個室	5室	1名	5,500円
	個室	18室	1名	5,500円
6階B	特1床室A	1室	1名	13,200円
	特1床室B	8室	1名	7,370円
	個室	4室	1名	5,500円

施設内容

特1床室A 電話、トイレ、バス、応接

特1床室B 電話、トイレ、シャワー

個室 電話、トイレ

○当院では個室以外での室料での室料差額(保険外負担)は徴収致しません。

○料金については全て税込表示となっております。

鈴鹿回生病院 院長